



# 空家をお持ちのかたへ



## 白岡市空家等除却補助金

除却工事、廃材の撤去などに対して補助金を給付します。(令和10年度で終了予定)

- 対象** 市内にある昭和56年以前に建築され、1年以上居住または使用されていない一戸建て住宅(店舗などの用途を兼ねるものは、床面積が延べ面積の1/2未満であれば該当)
- 補助対象経費** 空家などの除却工事、除却工事によって排出された廃材の撤去、廃材の処分(家財処分費用を除く。)
- 補助金額** 補助対象経費の合計額の1/2(1,000円未満切り捨て、上限300,000円)
- 申請** 環境課または市公式ホームページにある申請書を窓口へ  
※必ず工事着手前に申請してください。すでに除却済みのものは対象外。
- 受付期間** 4月8日(水)～予算に達するまで



## 白岡市空家等除却に係る固定資産税相当額補助金

- 対象** 白岡市空家等除却補助金を利用して空家などを除却した跡地の所有者  
※固定資産税の課税標準の特例(住宅用地特例)を受けていない、営利目的で使用している、所有者が相続以外の理由で変更された跡地は対象外。
- 補助対象経費** 住宅用地特例から除外された補助対象地の固定資産税
- 補助金額** 「除却年の1月1日を賦課期日とした補助対象地に係る住宅用地特例が適用された固定資産税等の税相当額」と「除却年の翌年度における補助対象地に係る固定資産税等の税相当額」との差額(100円未満切り捨て、最大2年間)  
※支払いは令和9年度以降
- 申請** 白岡市空家等除却補助金の請求後に環境課または市公式ホームページにある申請書を窓口へ

問合せ 環境課環境保全担当

# 駅周辺空き店舗出店支援事業補助金



▲詳細はこちら

空き店舗への新規出店者に、改修工事費・賃借料の一部を予算の範囲内で補助します

### 対象事業

白岡駅・新白岡駅周辺の商業地域、近隣商業地域内や各駅から概ね半径300m以内の空き店舗で、新規事業者が2年以上継続することを見込んで行う小売業・飲食業

### 対象店舗

事業用に使用されていた賃貸用店舗物件で、3か月以上事業が継続して行われていない店舗(使用実績が無い場合は建築後1年以上経過している店舗)

### 対象者

- 市税などを滞納していない
- 空き店舗の所有者が新規出店者(法人は代表者)と同一人、配偶者、2親等以内の血族または婚族ではない
- 白岡市商工会に事業計画書及び収入予算書の確認を受けている
- 改修工事の補助を受ける場合は、令和9年3月15日(月)までに工事を完了し、市に実績報告書を提出できる



補助対象経費	補助率	補助限度額	補助期間など
改修工事に関する経費	1/2以内	600,000円	1回限り
賃借料(敷金・礼金を除く。)		100,000円/月	12か月以内※

※賃借料のうち、年度をまたぐ月分の補助は翌年度の予算状況により交付決定します。

### 白岡市空き店舗情報登録制度

市内の空き店舗情報を市公式ホームページで2年間掲載し、売りたいかた、買いたいかた、貸したいかた、借りたいかたの、マッチングを支援します。



詳細はこちら▶

問合せ 商工観光課商工振興担当